

平成30年12月6日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

平成30年12月6日(木曜日)

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君
副委員長 平吹俊雄君
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君
福田淑子君 千葉一男君

欠席委員(なし)

委員外議員 我妻 薫君
議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義則君
企画財政課長 佐野 仁君

議会事務局職員出席者

事務局長 吉田 泉君
事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹君

平成30年10月31日(水曜日) 午後1時30分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会12月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 2 件

議案 19 件（条例 8 件、補正予算 7 件、その他 4 件）

同意 1 件

諮問 1 件

2) 議員発議について

3) 議員派遣について

4) 一般質問の発言順序について 3 人

5) 会議の期間及び議事日程について

期間 12 月 11 日（火）～ 13 日（木）3 日間（別紙のとおり）

4 その他

5 閉 会

午前9時28分 開会

委員長（前原吉宏君） おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開きたいと思います。

きょうの委員会、全員出席でありますので、委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速、3、議長からの諮問、美里町議会12月会議についてということで、1）議案等について、行政報告から執行部、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） おはようございます。今議会につきましても御指導よろしくお願い申し上げます。

座って説明させていただきます。

今会議についての行政報告2件ということでございます。

まず1点目につきましては、美里町の空間放射線量等の測定結果についての報告でございます。

平成30年9月会議で報告した以降の平成30年8月1日から平成30年11月30日までの最新の空間放射線量等の測定結果を報告するものでございます。測定結果につきましては、別紙、美里町空間放射線測定結果の資料の内容となりますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つでございます。もう一つにつきましては、工事請負契約の締結についての報告となります。

工事請負契約の締結において、地方公営事業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結する予定でございます。本件につきましては、平成30年度美里町北浦地区配水管布設替（1工区）の工事で、一般競争入札に付しました。この契約案件につきましては、一般競争入札等を終了しておりまして、本日、契約予定となっております。この件については、大変申しわけございませんが、この契約状況等については、会議初日当日に、これらの契約状況の資料等を追加資料という形でお渡しいたしまして行政報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。議長。

議長（大橋昭太郎君） この空間放射線量のやつだと、ずれていたり、やらなかったりしてる

というのは、何かあるの。一斉にやっているというのものもあるし。

総務課長(佐々木義則君) 空白の部分等については、現在、空間放射線量の測定については、28年の1月から、本庁舎については週1回、小中学校、幼稚園、保育所、公園については月1回の測定という形で実施しておりますので、この表におきましては、庁舎の場合については週1回程度やっているんですけども、それ以外は月1回程度ということで空白がその間あるというところがございます。中には、確かに、小中学校でありますと同じ日に測定していないケースもあるわけですけども、この辺についてはすいません。どうしても測定に1カ所当たりかなり時間を要するというので、全て同じ日に測定できればいいところなんですけど、時間等の関係もあって翌日にずれ込んだりというようなケースがあるというようなことでございます。

議長(大橋昭太郎君) この9月4日のふどうどう幼稚園とか青生児童館というのは、ずれてやっていたという意味ではやっていたのか。

総務課長(佐々木義則君) 前日に。

議長(大橋昭太郎君) わかりました。一斉にやっているところもあるし。

委員長(前原吉宏君) よろしいですか。(「ちょっと今ので質問」の声あり)千葉委員。

委員(千葉一男君) この間の全協で説明にもあったように、エラー出てますね。管理のほうで。これなんかは、ルールとか基準がきちっとできた上で管理をされているんですか。記憶で、あるいは口伝えのような、要するに文書化もされないような形でこの測定の管理、状況の管理、それはどういうふうに行われているんですか。管理。問題は、要するに、ちゃんと文書か何かで残さなきゃいけないからね、徹底してやっているのか。基準。管理基準。

総務課長(佐々木義則君) この空間放射線については、そこまでの管理基準的な文書までつくってやっているかというのと、そこまではやってない状況かと思えます。ある程度、文書というマニュアルまで策定をしていないということです。

委員(千葉一男君) 全体のマニュアルはなくてもね、徹底するためにね、例えば、記憶とかそういうのでやると、またエラーするとね、困るわけですよ。管理というのはきちきちっと皆がやる人がわかってないとだめなんですよ。この間のようなエラーもありますので、どういうふうにされているのかというのは大事なことじゃないかなというふうに思うんですけど、それだけです。

委員長(前原吉宏君) 注意してやっていただきたいと。

委員(千葉一男君) やっていただきたいと、その辺は職員の方がね、エラーを起こしたときに、また次の時、注意しますというのではなくて、幾ら徹底しても人のエラーありますのでね、

その辺は注意してやっぱり仕事していただきたいなということです。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。ほか、よろしいですか。福田委員。

委員（福田淑子君） 行政報告2件目、きょう契約ということで、当日の朝ということなんですけれども、行政報告だから朝でもいいんだというね、その考え方がちょっと私は解せないんですけど。

総務課長（佐々木義則君） 本日、今、契約予定ということで進めておりまして、それに基づいて仕様作成をするというところで、少しでも早いほうがいいというのは承知しておりますけれども、できれば当日の朝の配付でお願いできないかなというところでございます。

委員（福田淑子君） 考え方なんだけれども、この行政報告だからっていうので軽んじているということか。私はそういう感覚を持つので、朝でいいやというね。

総務課長（佐々木義則君） そういう意味ではなくて、どうしても金額の大きい入札契約関係になりますと、1カ月なりそれ以上の期間のスケジュールをもって契約までスケジュールを持ってきて契約をするという中で、スケジュール的に議会のこの行政報告案件、議会の告示の前に契約が完了していればよかったんですけども、スケジュール的にそうならなくて、いわゆるきょうの契約予定日ということになってしまった関係上、ただ、これらの行政報告につきましては、当然、直近の議会で報告するというようになっておりますので今回報告をさせていただきたいということで、決して行政報告だから軽んじているということではなくて、契約スケジュール上このようになってしまったということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。ほかに、よろしいでしょうか。進めてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いしたいと思えます。

総務課長（佐々木義則君） では、議案のほうに入らせていただきます。

まず初めに、議案第31号美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては1ページ、資料編についても1ページということになります。

人事院は、平成30年8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また、国においては、一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間で3.35月分と改定いたしております。本町におきましても国に準じ議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

なお、平成30年11月30日に美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ、異議がない旨の答申をいただいております。

詳細につきましては、会議当日、総務課、私のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第32号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書2ページ、資料編につきましては4ページとなります。

人事院は、平成30年8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また、国においては、一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間で3.35月分と改定いたしております。本町におきましても国に準じ町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

なお、平成30年11月30日に美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ、異議がない旨の答申をいただいたところでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第33号美里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書3ページから、資料編については7ページからとなります。

人事院は、平成30年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに勤勉手当を2年間0.05月分引き上げること等について勧告を行いました。本町においては、これまで人事院勧告に準じて給与改定を行ってきており、このたびも人事院勧告に準じ町の一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数等について改定を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かありますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第34号美里町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては22ページ、資料編については34ページになります。

公共下水道事業受益者負担金の賦課徴収に係る事務の適正化を図るため、関係判例の内容等を踏まえ、負担金の賦課の時期等について所要の改定を行うものでございます。

詳細等につきましては、会議当日、下水道課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

では、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第35号美里町交流の森・交流館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書25ページ、資料編につきましては40ページとなります。

美里町交流の森・交流館（でんえん土田畑村）につきましては、平成6年の開設以来、24年にわたり町民の緑化活動、交流活動及び観光施策の推進に寄与してきたところでございます。

この間、宿泊特化型ホテルの開業を初め、宿泊予約サイトの充実、インバウンド市場の拡大等が進んだほか、団体旅行にかわり個人旅行が大半を占めるようになり、さらには、目的志向や高級志向などといったように余暇や交流活動にも細分化が見られるようになりました。こうした社会経済環境の変化に応じ、美里町交流の森・交流館の持続的かつ安定的な運営を推進するため、利用者ニーズに的確に対応し、施設サービスの一層の向上を図る必要があることから、所要の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、産業振興課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かありますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 次に、議案第36号美里町東日本大震災被災者等復興支援基金条例

の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては27ページ、資料編については47ページになります。

宮城県の東日本大震災復興基金交付金交付要綱が、事業対象範囲の拡大及び終期を廃止する内容で平成30年4月1日に改正されました。これに伴い、同交付金を活用し造成した美里町東日本大震災被災者等復興支援基金について、広く東日本大震災からの復興に資するため、美里町東日本大震災被災者等復興支援基金条例について所要の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、企画財政課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第37号美里町コミュニティ施設条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書28ページ、資料編につきましては49ページからとなります。

美里町コミュニティ施設条例において、施設の使用料の差異や日中、夜間の区別をなくし、あわせて施設各室の使用料を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

詳細等につきましては、会議当日、まちづくり推進課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

では、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第38号美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては31ページ、資料編については53ページからとなります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、不均一課税の適用期限が延長されました。また、地域再生法の一部を改正する法律が平成30年6月1日に公布され、同日から施行されたことにより、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の名称が改正されました。これらの改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、税務課長のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「1点だけ」の声あり）

委員（吉田眞悦君） なかなか、本社等の移転で東京23区内からこっち側ということで、なかなか難しいことだとは思いますが、これは平成30年3月にまず最初に省令が出されて、そして、6月1日には再生法の一部を改正する法律が公布されたわけですね。

例えばですけれども、これもっと、例えば9月会議のその前ということにはならなかったというふうな、それなりの準備期間は必要だと、それは十二分、私も理解はしているんですが、12月会議になったという理由というのは何か。

総務課長（佐々木義則君） 確かにこの部分については、今、委員さんからお話があったとおり、6月から準備して9月のほうに間に合ったのではないかというようなところも実際ございます。その辺については、やはりおわびしなければならない部分もあるのですが、このいわゆる認定事業者についてはこの法施行に基づいて進めているところですが、現在、本社移転ということで宮城県のほうに、このいわゆる認定事業者になったケースというのは1件もないというような今の状況でございます。このお金については、あくまで不均一課税の部分は市町村の判断に委ねられていることもありまして、各町村の状況等も、これを実施する市町村、しない市町村等もあったというようなところもありまして、町の最終的な判断が少しおくれまして、今回の条例改正について今回12月にお願いすることになったような経過でございます。

委員（吉田眞悦君） それは十二分にですね、確かに宮城県内の場合1件もない中で、今度だってなかなか難しい部分だろうというふうには思ってるけどさ。ただ、それに伴ってそれぞれの他自治体との情報収集等もあったかもしれないけれども、例えばの話だけれども、本気になってね、来ることの視野は非常に狭いかもしれないけれども、やっぱりそういう準備というかね、受け皿的なことについては、もっと早目にできれば、なおさら町としての姿勢の部分じゃないのかなというふうに思うので、その辺もこれからも当然いろんな部分でもそういうことがある可能性もあるから、そのほうがいいんじゃないかなという私の意見です。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、第39号、お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 補正予算関係につきましては、私のほうから説明させていただ

きます。今議会につきましてもよろしく御指導お願いいたします。

座って説明させていただきます。

まず最初に、議案第39号平成30年度美里町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては32ページ、資料編につきましては55ページからでございます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,900万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、お届けしております事項別明細書のとおりでございますので、以下要点のみ申し上げます。

初めに歳出について申し上げます。

今回の補正予算の主なものとしましては、人事院勧告に伴う給与改定の実施による特別職及び一般職の職員の人件費並びに議員の人件費にかかわる補正でございます。

議案書の57ページ、58ページをごらんください。

1款議会費で50万9,000円減額いたしました。1項議会費の議会費で50万9,000円減額いたしました。

2款総務費に2,754万円追加いたしました。1項総務管理費の財産管理費に減債基金積立金2,421万8,000円追加し、続いて60ページをごらんください。諸費で住宅取得支援交付金139万8,000円減額、定住促進補助金410万円追加いたしました。

続いて64ページをごらんください。

3款民生費に3,280万2,000円追加いたしました。1項社会福祉費の社会福祉総務費に臨時福祉給付金事業補助金精算返還金181万5,000円、障害者及び障害児福祉費に更生医療扶助費760万円、障害者総合支援給付事業の国庫支出金精算返還金290万8,000円、県支出金精算返還金142万7,000円、補装具費支給費80万円、障害児通所支援給付費1,080万円、障害児保護費負担金精算返還金110万2,000円、それぞれ追加いたしました。更生医療費扶助費を初め扶助費の追加につきましては年度途中にサービス利用者が増加したこと、精算返還金につきましては平成29年度の事業実績が確定したことによるものでございます。続いて68ページをごらんください。2項児童福祉費の児童福祉総務費で施設型給付費負担金195万1,000円減額し、児童医療福祉費に子ども医療扶助費302万1,000円、保育所費に地域型保育施設整備補助金1,149万8,000円それぞれ追加、認可保育所施設整備用地購入費で880万円減額いたしました。

続いて70ページをごらんください。

4 款衛生費に1,206万4,000円追加いたしました。1 項保健衛生費の保健衛生総務費に大崎市民病院救命救急センター運営費負担金1,177万5,000円の追加が主なものであります。これにつきましては、平成29年度の負担金の額が確定したことによるものでございます。

続いて72ページをごらんください。

6 款農林水産業費で80万1,000円減額いたしました。続いて74ページをごらんください。1 項農業費の農地費に基幹水利施設管理事業負担金98万8,000円の追加が主なものでございます。これにつきましては、ニツ石ダム関連施設管理費におきまして、平成29年度に降雪が多かったことにより除雪経費が増額となったことに伴うものでございます。

続きまして76ページをごらんください。

8 款土木費で71万1,000円減額いたしました。2 項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に道路管理業務委託料822万7,000円追加、橋りょう点検・長寿命化計画策定業務委託料1,010万円減額、側溝改修及び町道舗装補修工事請負費200万円追加、道路新設改良費でJR陸羽東線彫堂踏切拡幅工事委託料4,508万5,000円減額。続きまして78ページ上段です。道路改良工事請負費4,629万2,000円追加いたしております。4 項都市計画費の公園費で公園施設改修工事請負費438万5,000円、公共下水道費で下水道事業会計公共下水道事業負担金49万9,000円それぞれ減額し、下水道事業会計公共下水道事業補助金237万2,000円追加いたしております。

続きまして80ページをごらんいただきます。

9 款消防費に751万1,000円追加いたしました。1 項消防費の災害対策費に防災ハザードマップ作成業務委託料745万2,000円追加いたしました。宮城県の洪水浸水想定区域の公表を受けまして、想定最大規模における洪水対策のため、洪水予報の伝達方法や避難場所等を記載した防災ハザードマップを作成し、全戸に配付するものでございます。

10款教育費に749万8,000円追加いたしました。1 項教育総務費の事務局費にスクールバス事業の車両等燃料費46万2,000円追加いたしました。続いて82ページをごらんください。2 項小学校費の学校管理費に施設管理燃料費100万3,000円、電気料金223万4,000円それぞれ追加いたしました。3 項中学校費の学校管理費に施設管理燃料費40万2,000円、電気料金14万5,000円それぞれ追加いたしました。続いて84ページをごらんください。4 項幼稚園費の幼稚園費に施設管理燃料費19万7,000円、電気料金35万1,000円それぞれ追加いたしました。5 項社会教育費の文化財保護費に文化財保護委員会運営費7万3,000円追加いたしました。86ページをごらんください。6 項保健体育費の学校給食費に小学校給食事業のガス料金52万2,000円追加いたしました。

11款公債費で1,641万1,000円減額いたしました。1 項公債費の元金で長期償還元金871万円。

続いて88ページ上段です。利子で長期債償還利子770万1,000円それぞれ減額いたしました。これにつきましては、災害援護資金貸付金、ことしの実績により県への償還額が変更となったこと及び平成19年度借入分の10年利率の見直しに伴う減額でございます。

次に、歳入について申し上げます。49ページ、50ページにお戻り願います。

1款町税に36万6,000円追加いたしました。1項町民税に891万6,000円追加し、2項固定資産税で694万4,000円減額、3項軽自動車税に125万9,000円追加し、5項都市計画税で286万5,000円減額いたしました。

8款地方特例交付金で25万4,000円減額いたしました。1項地方特例交付金で減収補てん特例交付金25万4,000円減額いたしました。

9款地方交付税に9,927万円追加いたしました。1項地方交付税に普通交付税9,011万1,000円、震災復興特別交付税915万9,000円それぞれ追加いたしました。普通交付税につきましては、平成30年の交付額が確定したことから追加するものであります。

12款使用料及び手数料に19万4,000円追加いたしました。1項使用料の衛生使用料に町営共葬墓地永代使用料29万円追加、2項手数料の衛生手数料で狂犬病予防注射済票交付手数料9万6,000円減額いたしました。

続いて52ページをごらんください。

13款国庫支出金に1,345万7,000円追加いたしました。1項国庫負担金の民生費国庫負担金に障害者総合支援給付費負担金40万円、自立支援医療給付費負担金435万円、障害児保護費負担金540万円それぞれ追加いたしました。2項国庫負担金の民生費国庫補助金に保育所等整備交付金1,022万1,000円、子ども・子育て支援交付金65万円それぞれ追加し、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金674万2,000円減額いたしました。

14款県支出金に645万6,000円追加いたしました。1項県負担金の民生費県負担金に障害者総合支援給付費負担金20万円、自立支援医療給付費負担金217万5,000円、障害児保護費負担金270万円それぞれ追加し、施設型給付費負担金41万1,000円減額いたしました。2項県補助金の民生費県補助金に子ども・子育て支援交付金65万円追加し、農林水産業費県補助金で農地中間管理機構集積支援事業費補助金13万5,000円減額、経営所得安定対策等推進事業費補助金41万3,000円追加いたしました。3項県委託金の総務費県委託金に86万4,000円追加いたしました。県民税徴税事務委託金の追加が主なものでございます。

続いて54ページをごらんください。

17款繰入金で5,247万8,000円減額いたしました。1項特別会計繰入金の後期高齢者医療特別

会計繰入金に後期高齢者医療特別会計繰入金193万円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金で6,456万2,000円減額し、合併振興基金繰入金270万2,000円、東日本大震災被災者等復興支援基金繰入金745万2,000円それぞれ追加いたしました。

18款繰越金に22万3,000円追加いたしました。

19款諸収入で91万3,000円減額いたしました。4項雑入の納付金で狂犬病予防注射個人負担金49万円、雑入で美里東部土地改良区総代選挙委託金87万7,000円それぞれ減額いたしました。

20款町債に268万6,000円追加いたしました。1項町債の臨時財政対策債に688万6,000円追加し、土木債で380万円、消防債で10万円。続いて56ページごらんください。教育債で30万円それぞれ減額いたしております。なお、臨時財政対策債につきましては、発行可能額が確定したことによる追加でございます。

続きまして40ページにお戻り願います。

予算本文第2条、繰越明許費につきましては、防災ハザードマップ作成業務委託につきまして、平成30年度内に事業が終了する見込みではないことから、平成31年度に繰り越すものでございます。

続いて、次のページ、41ページをごらんください。

予算本文第3条、債務負担行為の補正につきましては、議会だより印刷業務を初め31件につきまして、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

続いて44ページをごらんください。

予算本文第5条、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債初め6件について、それぞれ限度額を変更し、公共施設等適正管理推進事業債（公園改修事業）について廃止するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくお願いいいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。（「なし」の声あり）

では次、第40号、よろしくお願ひします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第40号平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては89ページ、資料編につきましては57ページからでございます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,339万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,329万9,000円といたしております。

今回の補正予算の主なものにつきましては、これまでの実績を見込んだ平成30年度の保険給付費の追加及び平成29年度の療養給付費等負担金等の確定による精算返還金の追加でございます。

補正予算の細部につきましては事項別明細書のとおりでございますので、以下要点のみ申し上げます。

初めに歳出について申し上げます。101ページ、102ページをごらんください。

2款保険給付費に1,268万9,000円追加いたしました。1項療養諸費の退職被保険者等療養給付費に退職被保険者等療養給付費負担金947万3,000円、一般被保険者療養費に一般被保険者療養費負担金321万6,000円それぞれ追加いたしました。これにつきましては、退職被保険者等療養給付費負担金と一般被保険者療養費負担金に不足が見込まれることから追加するものでございます。

8款諸支出金に6,070万7,000円追加いたしました。1項償還金及び還付加算金の償還金に療養給付費等負担金精算返還金5,800万9,000円、特定健康診査等負担金精算返還金75万5,000円、高額医療費共同事業負担金精算返還金118万8,000円それぞれ追加いたしております。

次に、歳入について御説明申し上げます。99ページ、100ページをごらんください。

3款県支出金に1,268万9,000円追加いたしております。1項県補助金の保険給付費等交付金に1,268万9,000円追加いたしました。これは退職被保険者等療養費給付費負担金と一般被保険者療養費負担金の追加分について県から交付されることによるものでございます。

5款繰入金で289万5,000円減額いたしました。2項基金繰入金で財政調整基金繰入金289万5,000円減額いたしました。

6款繰越金に6,360万2,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容でございます。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次に議案第41号をお願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続いて議案第41号平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書については103ページ、資料編につきましては58ページからでございます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,983万2,000円といたしております。

今回の補正予算の主なものにつきましては、平成29年度後期高齢者医療特別会計決算額の確定により一般会計繰出金が生じたものでございます。

補正予算の細部につきましては事項別明細書にのっとり御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。113ページ、114ページをお開きください。

4款諸支出金に193万1,000円を追加いたしました。1項繰出金の他会計繰出金に一般会計繰出金193万1,000円を追加いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。前のページ、111ページ、112ページをごらんください。

3款繰入金に1,000円を追加いたしました。1項一般会計繰入金の事務費繰入金に1,000円を追加いたしました。

4款繰越金に193万円を追加いたしました。

以上が補正予算の内容でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第42号平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては115ページ、資料編につきましては59ページからでございます。

予算本文第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,064万円といたしております。

今回の補正予算の主なものにつきましては、保険給付費の追加であります。

事項別明細書にのっとり説明させていただきます。

初めに歳出について申し上げます。127ページ、128ページをごらんください。

2款保険給付費に97万8,000円追加いたしました。1項介護サービス等諸費に居宅介護福祉用具購入給付費負担金97万8,000円追加いたしました。これは平成30年のこれまでの実績から、負担金に不足が見込まれることにより追加するものでございます。

3款基金積立金で24万5,000円減額いたしました。1項基金積立金で介護給付費準備基金積立金24万5,000円減額いたしました。

4款地域支援事業費に11万2,000円追加いたしました。3項包括的支援事業費・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に包括的支援事業費職員人件費11万2,000円追加い

たしました。これは給与改定及び市町村職員共済組合負担金の改定に伴う補正でございます。

次に歳入について御説明します。前のページの125ページ、126ページをごらん願います。

3 款国庫支出金に27万3,000円追加いたしました。1 項国庫負担金の介護給付費負担金に19万5,000円、2 項国庫補助金の介護給付費調整交付金に介護給付費調整交付金 4 万8,000円、地域支援事業交付金に包括的支援事業・任意事業国庫交付金 3 万円それぞれ追加いたしました。

4 款支払基金交付金に26万4,000円追加いたしました。1 項支払基金交付金の介護給付費交付金に介護給付費支払基金交付金26万4,000円追加いたしました。

5 款県支出金に13万7,000円追加いたしました。1 項県負担金の介護給付費負担金に介護給付費県負担金12万2,000円、2 項県補助金の地域支援事業交付金に包括的支援事業・任意事業県交付金 1 万5,000円それぞれ追加いたしております。

7 款繰入金に17万1,000円追加いたしました。1 項一般会計繰入金に介護給付費一般会計繰入金12万2,000円、地域支援事業繰入金に包括的支援事業・任意事業繰入金 4 万9,000円それぞれ追加いたしました。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第43号平成30年度美里町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては129ページ、資料編につきましては60ページからでございます。

初めに、第2条、予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。133ページ、134ページをごらん願います。

1 款水道事業収益で24万円減額いたしました。2 項営業外収益の2 目他会計補助金で24万円減額いたしました。これにつきましては、人事異動による児童手当の減額に伴い、児童手当に要する経費に充当する一般会計補助金を減額するものでございます。これによりまして収益的収入合計を7億3,518万5,000円といたしております。

次に、収益的収支の支出について御説明します。次のページ、135ページ、136ページをごらん願います。

1 款水道事業費用で476万2,000円を減額いたしました。1 項営業費用の1 目原水及び浄水費に職員人件費31万円追加いたしました。2 目配水及び給水費に職員人件費57万3,000円追加いた

しました。4目業務費で職員人件費518万7,000円減額いたしました。5目総係費に職員人件費34万5,000円追加いたしました。職員人件費の内容につきましては、4月の人事異動、給与改定及び時間外勤務手当の増額などに伴う補正でございます。続きまして137ページ、138ページをごらん願います。2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息80万3,000円減額いたしました。これは平成29年度に借り入れしました企業債の利率の確定に伴う支払利息の補正でございます。これらにより収益的支出合計を7億2,208万8,000円といたしております。

続きまして130ページにお戻りください。中段でございます。

次に、第3条、予算第5条に定めた債務負担行為の補正につきましては、天日乾燥床汚泥処理業務委託料を初め2件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものとなります。このうち鳴瀬川水利使用許可更新申請書作成業務委託料につきましては、鳴瀬川の水利使用許可の期限が平成33年3月末日で満了することから、更新手続を行うため、更新申請書の作成業務を委託するものでございます。

以上の補正に伴いまして、第4条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第10条に定めた他会計からの補助金について、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、申し上げます。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第44号平成30年度美里町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては139ページ、資料編につきましては61ページでございます。

今回の補正につきましては、業務の予定量、収益的収支、資本的収支、企業債、職員給与費、債務負担行為の補正予算でございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。144ページをごらん願います。

1款病院事業費用に301万5,000円追加いたしました。1項営業費用の1目給与費に304万2,000円追加いたしました。これにつきましては、4月の人事異動、人事院勧告に伴う給与改定及び医師の退職に伴う退職手当の特別負担金を計上するものでございます。2項医業外費用の

1 目支払利息及び企業債取扱諸費で 2 万 7,000 円減額いたしました。これにつきましては、支払利息の確定に伴うものでございます。これによりまして病院事業費用合計を 7 億 3,943 万円といたしております。

次に、第 4 条、予算第 4 条の資本的収支の収入について御説明申し上げます。隣のページ、145 ページをごらん願います。

1 款資本的収入で 100 万円減額いたしました。2 項企業債の 1 目企業債で医療機器等整備の確定によりまして 100 万円減額いたしております。これによりまして資本的収入合計を 8,587 万 8,000 円といたしております。

次に、資本的収支の支出について申し上げます。

1 款資本的支出で 46 万 3,000 円減額いたしました。1 項建設改良費の 1 目有形固定資産改良費で入札執行残により 8 万 3,000 円減額いたしております。2 目有形固定資産購入費で入札執行残及び機械備品購入により 32 万 8,000 円減額いたしております。3 目リース資産購入費で、こちらも入札執行残により 5 万 2,000 円減額しております。これらによりまして資本的支出合計を 1 億 2,863 万 5,000 円といたしております。

続きまして 140 ページにお戻りください。

第 4 条でございます。第 4 条におきまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額及び補填財源の過年度分損益勘定留保資金等をそれぞれ 53 万 7,000 円追加し、4,275 万 7,000 円に改めております。

以上の補正に伴いまして、第 2 条、予算第 2 条に定めた業務の予定量、第 5 条、予算第 5 条に定めた企業債、第 6 条、予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費の補正について、あわせて補正を行っております。

続いて 141 ページ、次のページでございます。

第 7 条におきまして、予算第 12 条に定めた債務負担行為につきまして、医療事務業務委託料を初め 4 件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容になります。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

1 時間になりましたが、続けますか。（「休みましょう」の声あり）

休憩します。

午前 10 時 30 分 休憩

午前10時40分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

ただいまの委員の出席、全員出席でありますので、委員会は成立しております。

引き続き、議案第45号からお願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第45号平成30年度美里町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては146ページ、資料編につきましては62ページでございます。

今回の補正予算につきましては、業務の予定量、収益的収支、資本的収支、債務負担行為、企業債、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金について補正を行っております。

初めに、第3条、予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。154ページ、155ページをごらん願います。

1款公共下水道事業収益に580万2,000円追加いたしました。1項営業収益の2目下水処理負担金で49万9,000円減額いたしました。2項営業外収益の2目国庫補助金に150万円、3目他会計補助金に7,495万2,000円それぞれ追加し、4目長期前受金戻入で7,281万5,000円減額し、5目雑収益に266万4,000円追加いたしました。

2款農業集落排水事業収益に267万2,000円追加いたしました。1項営業収益の2目下水処理負担金で8万4,000円減額いたしました。2項営業外収益の1目他会計補助金に1,707万6,000円追加し、2目長期前受金戻入で1,666万6,000円減額し、3目雑収益に227万6,000円追加いたしました。

これにより収益的収入合計を9億8,509万9,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。次のページ、156ページ、157ページをごらん願います。

1款公共下水道事業費用に262万6,000円追加いたしました。1項営業費用の2目ポンプ場費で34万8,000円減額し、4目水質規制費で60万1,000円減額しました。これは委託料の請負額の確定による減額が主なものでございます。5目普及促進費に300万円追加しました。これは下水道接続奨励金の交付件数の増加に伴う増額であります。6目業務費に74万2,000円追加いたしました。これは受益者負担金前額一括納付報奨金の確定に伴う増額のほか、受益者負担金の誤徴収に係る還付加算金69万1,000円の追加でございます。7目総係費に112万5,000円追加いたしま

した。4月の人事異動、給与改定及び市町村職員共済組合負担金の改定に伴う増額が主なものでございます。2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費で132万4,000円減額いたしました。これは平成29年度企業債の借入利率の確定に伴う支払利息の補正でございます。

2款農業集落排水事業費用で502万8,000円減額いたしました。1項営業費用の2目処理場費で498万5,000円減額いたしました。委託料の請負額の確定による減額であります。5目総係費に34万5,000円追加いたしました。給与改定及び市町村職員共済組合負担金の改定に伴う補正でございます。2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費で38万8,000円減額いたしました。これは平成29年度企業債の借入利率の確定に伴う支払利息の補正でございます。

これによりまして収益支出合計を9億5,107万8,000円といたしております。

次に、第4条、予算第4条の資本的収支の収入について申し上げます。次のページ、158ページをごらん願います。

1款公共下水道事業資本的収入で4,980万8,000円減額いたしました。1項企業債の1目企業債に1,330万円追加いたしました。2項負担金の1目公共下水道事業受益者負担金97万2,000円追加いたしました。4項補助金の1目国庫補助金に850万円追加いたしました。2目他会計補助金で7,258万円減額いたしました。これにつきましては、消費税の節税効果を高めるため、元金償還金に係る一般会計補助金を収益的収入に組み替えまして減価償却費に充当変更するものでございます。

2款農業集落排水事業資本的収入で1,666万7,000円減額いたしました。3項補助金の1目他会計補助金で1,666万7,000円減額いたしました。公共下水道事業と同様に消費税の節税効果を高めるため、元金償還金に係る一般会計補助金を収益的収入に組み替え減価償却費に充当変更するものであります。

これらによりまして、資本的収入合計を9億8,431万1,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について御説明申し上げます。次のページ、160ページをごらん願います。

1款公共下水道事業資本的支出に2,155万円追加いたしました。1項建設改良費の1目汚水管きょ建設改良費に2,300万円追加いたしました。国庫補助金の追加工区に伴う増額でございます。2目建設費に259万2,000円追加いたしました。4月の人事異動、給与改定及び市町村職員共済組合負担金の改定に伴う増額のほか、誤って徴収しました受益者負担金の還付金194万8,000円の追加が主な補正でございます。3目流域下水道建設事業負担金に1,000円追加いたしました。宮城県から負担金予定額の追加により増額するものであります。2項企業債償還金の1目企業

償還金で404万3,000円減額いたしました。平成29年度企業債の年次償還額の確定に伴う元金償還金の補正であります。

2款農業集落排水事業資本的支出で30万7,000円減額いたしました。2項企業債償還金の1目企業債償還金で30万7,000円減額いたしました。これにつきましては、平成20年度企業債の年次償還額の確定に伴う元金償還金の補正であります。

これによりまして、資本的支出合計を12億9,006万3,000円といたしております。

148ページにお戻り願います。

第4条におきまして資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を3億575万2,000円に、補填財源を過年度分損益勘定留保資金1億5,723万9,000円及び現年度分損益勘定留保資金1億4,851万3,000円に改めております。

続きまして、第5条、予算第5条に定めた債務負担行為につきましては、公共下水道管路施設維持管理業務委託料初め4件につきましては、債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

隣のページ、149ページをごらんください。

第6条、予算第6条に定めた企業債につきましては、公共下水道事業債（新設・汚水分）及び公共下水道事業債（更新・汚水分）の限度額を変更するものであります。

以上の補正に伴いまして、第2条、予算第2条第1号に定めた業務の予定量、第7条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、予算第10条に定めた他会計からの補助金について、あわせて補正をしております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 今回の提案の中に、先の全協の過誤納還付金という部分が入ってきているんだけど、この中で、結局、資本的支出の部分で190万、200万円弱。プラス、今度は収益的支出の部分で受益者負担金の還付加算金があるんですね。この還付加算金の部分については、全額、ここに書いてありますけれども、「157ページの」の声あり）これは、不当分にかかわる金額なんですか。

企画財政課長（佐野 仁君） そうですね。194万8,000円に伴う、それに対する還付加算金。

委員（吉田眞悦君） そうすると、250万円ぐらいは支払いしなくてないと、総額でね。そういうことになるわけ。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

委員（吉田眞悦君） よろしいですかということとあれだけでも、手続き上はそうせざるを得ないということなんですけれど。

委員長（前原吉宏君） ほかに。（「休憩お願いします」の声あり）

休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

ほかにございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 引き続きまして、議案第46号財産の無償貸付けについて御説明申し上げます。

議案書につきましては162ページ、資料編につきましては63ページでございます。

町が所有する財産を無償で貸し付けする場合には、条例で定める場合を除き議会の議決を要することとなります。

しかし、平成17年8月に旧小牛田町議会の議決を経た上で、町が所有する土地を社会福祉法人こごた福祉会に無償で貸し付けをしておりましたが、平成27年3月にこの無償貸し付けを更新するに当たり、議会の議案として提出することを怠っておりましたので、追認の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会議当日、防災管財課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。

総務課長（佐々木義則君） すいません。追加で説明させていただきます。

資料編の、既に契約しております契約書のほうをつけさせていただいているところですが、借受人の代表理事ということで寺尾さんという形になってございますが、議案書及び資料編のほうについては理事長が小野猛さんというふうになっております。こちらは、この期間、契約後に代表者がかわったと。それから、代表理事という表記についても理事長ということで、こちら社会福祉法の改正等がございまして、社会福祉法人の代表が理事長ということで呼び名

が変わったというようなことで、全員協議会で説明した翌日に福祉法人のほうにうちのほうで説明にお伺いした際にいろいろ情報をいただいてわかったということで、議案書及び議案書資料についてはそのように記載をさせていただいたところです。

それに伴います会社からの異動の変更と、さらにはそれに伴う登記の写しについては、現在、社会福祉法人のほうに提出を求めているところでございます、大変申しわけございませんでしたが、告示、提出までその資料が間に合わなかったということでございます。その辺については追加の資料の形で、これも大変申しわけないんですけれども、会議当日の朝ということになりますけれども、追加提出をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（前原吉宏君） 追加資料。

ただいまの説明、何か。よろしいですか。（「休憩お願いします」の声あり）

休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

ほかによろしいですか。46号。

では、今の部分、ちょっと説明してもらったほうがいいかな。46号。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第46号のこの無償貸付けの件につきましては、先ほど理事長等の名称が変わっているということで、それらに関する資料、さらには、駅東二丁目の17の4という部分が、全ての面積ではなくて一部分を貸し付けしているということもございますので、これらのことについては、図面の写しを追加資料ということで、会議当日になりますが、提出させていただきたいと思います。

委員長（前原吉宏君） 追加資料ということですね。ありがとうございます。

よろしいですか、皆さん。（「はい」の声あり）

では、第47号をお願いします。

総務課長（佐々木義則君） 引き続きまして、議案第47号財産の無償貸付けについて御説明申し上げます。

議案書163ページ、資料編については66ページということになります。

町が所有する財産を無償で貸し付けする場合には、条例で定める場合を除き議会の議

決を要することとなっております。

しかし、平成17年8月に旧小牛田町議会の議決を経た上で、町が所有する土地を社会福祉法人社の村に無償で貸し付けしておりましたが、平成27年3月にこの無償貸し付けを更新するに当たり、議会に議案として提出することを怠っておりましたので、追認の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会議当日、防災管財課長から御説明申し上げます。

さらに、こちらの部分につきましても、契約した段階と今、社会福祉法人の理事長の名前がかわっているということと、また、財産の所在が駅東二丁目17番4の一部ということで、会議当日になりますが、この理事長の変更に関する資料、さらにはこの土地の、17の4の貸し付けしている場所がわかる図面等を会議当日、追加資料ということで提出をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明で何かございますか。千葉委員。

委員（千葉一男君） 契約上の問題じゃなくて管理ですけどね、理事長が変更になったときは、登記は、連絡はいただいているんですよね。

総務課長（佐々木義則君） 基本的には、かわった場合の届け出義務については、申し合わせというか取り決めはしておりません。

委員（千葉一男君） してなくても、それは、じゃあ持ってないということなのかな、今の説明だと。そういう連絡は受けてないということですか。

総務課長（佐々木義則君） 連絡を受けておりませんでしたので、ただ、変更になっているという事実がわかりましたので、相手方に提出を求めておりましたが、11月23日の資料の送付までにその資料がこちらでそろいませんでしたので、追加資料という形でお願いしたいということでございます。

委員（千葉一男君） そこはいいんですけどもね、要するに、登記簿上変更があった場合には、基本的には連絡を受けるか何かするのはすごく当たり前に僕の感覚の中にはあるんです。だから、その管理はいかがしているのかなということですよ。

総務課長（佐々木義則君） 通常、社会通念上というのもわからないんですけど、通常は、代表者がかわれば当然お知らせいただくものなのかなというような認識であります。

委員（千葉一男君） 普通はそうだと思う。だから、こうふうにやらないんだったら、その辺

もやっぱりエラー起こしては困るので、きちっと管理してもらうような方法をするのが、私は必要だと思う。もししてなければね。それだけです。

委員長（前原吉宏君） ほかによろしいですか。議長。

議長（大橋昭太郎君） 理由の中で「怠った」と。今までだと「失念した」とか、「怠った」というのはどういう解釈でしたか。わかっているもやらなかったという意味なの。

総務課長（佐々木義則君） 議会の議決を経なくてもよいという判断をしてしまったと。

議長（大橋昭太郎君） それが、「怠った」ということですか。という表記になる。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第48号美里町本小牛田コミュニティセンター及び美里町下小牛田コミュニティセンター（美里町下小牛田地区農村集落多目的共同利用施設）の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書につきましては164ページ、資料につきましては別紙の議案第48号資料ということでお渡ししているところでございます。

本町のコミュニティー活動の推進に当たりましては、町民の自主的な活動を通じて交流を促進し、人と人のつながりを深めて、コミュニティー意識の向上とコミュニティー活動の充実を図るため、地域の活動拠点としての施設及びその活動支援が必要となります。このため、地域で活動する団体や地域の住民で構成する団体に施設の管理運営を指定管理者に委任してまいりました。

平成23年4月から、美里町本小牛田コミュニティセンター及び美里町下小牛田コミュニティセンターの指定管理者として、設備の点検や修繕の実施により適切な管理状況であり、施設利用者等との対応も誠実かつ堅実な事務遂行を行っております本小牛田コミュニティ推進協議会のほうに指定管理を引き続きお願いする内容でございます。

この本小牛田コミュニティ推進協議会を指定管理者として指定したいということで、地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

なお、平成30年10月1日に開催した美里町指定管理者候補者選定委員会において、美里町本小牛田コミュニティセンター及び美里町下小牛田コミュニティセンターの指定管理者候補者の選定について諮問をいたしました。同年11月1日に開催された2回目の委員会で、本小牛田コミュニティ推進協議会を美里町本小牛田コミュニティセンター及び美里町下小牛田コミュニテ

センターの指定管理候補者として選定する旨の答申をいただいております。

詳細につきましては、会議当日、まちづくり推進課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。（「ちょっと休憩」の声あり）

休憩します。

午前 11 時 22 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

総務課長（佐々木義則君） 先ほど、「同年11月1日に開催された2回目の委員会で」と申し上げましたが、この部分については、「同年11月1日に開催された平成30年度第4回委員会で」ということでしたので、訂正をお願いしたいと思います。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

では、次、第49号お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして議案第49号美里町駅東地域交流センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書につきましては165ページ、資料等については別冊で資料を提出しているところでございます。

本町のコミュニティー活動の推進に当たりましては、町民の自主的な活動を通じて交流を促進し、人と人のつながりを深めて、コミュニティー意識の向上とコミュニティー活動の充実を図るため、地域の活動拠点としての施設及びその活動支援が必要となります。このため、地域で活動する団体や地域の住民で構成する団体に施設の管理運営を指定管理者に委任してまいりました。

平成23年4月から、駅東交流センターの指定管理者として、不動堂地区のコミュニティー活動の拠点としての事業や多くの被災者や子育て世帯のある駅東地区の新しいコミュニティー形成支援、子育て中の親同士の交流事業などを行いながら、利用しやすい施設運営に心がけ、適切な管理運営状況を行い、施設利用者等との対応も誠実かつ堅実な業務遂行を進めております、この社会福祉法人美里町社会福祉協議会を美里町駅東地域交流センターの指定管理者として指

定したいことから、地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

なお、平成30年10月1日に開催した美里町指定管理者候補者選定委員会において、美里町駅東地域交流センター指定管理者候補者の選定について諮問を行いました。同年11月1日に開催された平成30年度第4回の委員会で、社会福祉法人美里町社会福祉協議会を美里町駅東地域交流センターの指定管理者候補者として選定する旨の答申をいただいております。

詳細につきましては、会議当日、まちづくり推進課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして同意第1号教育委員会委員の任命についてでございます。

議案書166ページ、資料については69ページとなります。

教育委員会委員留守広行氏は、平成31年2月19日をもって任期満了となります。同氏を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定により教育委員会委員として再任したいことから、同法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、地方行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により平成31年2月20日から平成35年2月19日までとするものでございます。

なお、経歴等につきましては説明資料のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

同意第1号について、何かありますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

では、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

議案書につきましては167ページ、資料編につきましては71ページとなります。

現人権擁護委員の留守広行氏は、平成31年3月31日をもって任期満了となります。同氏を人権擁護委員として推薦したいことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にお諮

りするものでございます。

任期につきましては、人権擁護委員法第9条の規定により3年であります。

なお、同氏の経歴等につきましては説明資料のとおりでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。

副委員長（平吹俊雄君） この人権擁護委員には任期書かれてないんですよ。前の教育委員会のほうは任期はあるんだけど。

総務課長（佐々木義則君） これは、あくまで人権擁護委員については国のほうで定めること
でございますので、あくまで本議会については推薦について諮問するということでございます
ので、法律上で任期が3年とされているというような表記にさせていただいているところです。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ほかによろしいですか。（「なし」の声あり）

以上で議案等の説明は終わりましたが、全体を通して何かございますか。追加資料の件、よ
ろしくお願いします。（「なし」の声あり）

それでは、ないようですので、執行部の皆さんには大変御苦労さまでした。ありがとうござ
いました。

休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時33分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

次に2）議員発議についてに入ります。

議員発議について、事務局長から説明をお願いします。

事務局長（吉田 泉君） 議員発議について説明させていただきます。

今回、議発第2号ということで美里町議会傍聴規則の一部を改正する規則につきまして、そ
の改正内容につきましては、さきの議会運営委員会、また、全員協議会で御確認をいただい
ているものでございます。

この改正につきましては、12月会議に提案をする予定となっているものでございます。

本日は、この議案の提出に当たりまして、提出者等の確認、御署名等を本日いただければと

いう部分でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

今、局長から説明いただきました。何かありますでしょうか。

事務局長（吉田 泉君） あと、すいません。当日は、今、これジョイントにはなっておりますが、1枚目が改正文でございます。この上に議発第2号の表紙と申しますか、をジョイントさせてもらって、この新旧対照表につきましては、あくまでも議発第2号資料というものでございます。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「なし」の声あり）

事務局長（吉田 泉君） 委員長、提出者関係、後でも結構でございます。提出者が誰なのか。

委員長（前原吉宏君） では、提出者は（「委員長で」の声あり）はい。確認です。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、提出者は前原とします。

事務局長（吉田 泉君） あと、確認なんですけれど、いつもの、議発第2号ということでこちらに御署名いただきますが、提出日ですね。いつ付にしてよろしいでしょうか。この提出日。初日であれば初日ということでしょうし、本日。（「今まではどうだったの」の声あり）初日付でというときもありましたし。（「初日でいいんでない」の声あり）

委員長（前原吉宏君） では、初日で、提出日は初日で。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、そのようにしてください。

事務局長（吉田 泉君） では、後で、よろしくお願ひします。

委員長（前原吉宏君） 議員発議について、ほかによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次に3）議員派遣についてに入ります。

議員派遣について、局長のほうから説明をいただきます。

事務局長（吉田 泉君） 議員派遣につきましては、今回1件を予定してございます。

1月25日、宮城県町村議会議長会主催の町村議会議員講座が仙台市のほうで開催されます。こちらにつきましては、議員講座というのは夏場にも今まであったかと思ひますが、こちら実務講座ということで、例年そうなのですが、人数の制限がございまして、一応7名以内ということでありております。それで、あと実際に当日の出席状況によって、多少ふえても対応できるのかなという部分はありますが、今いただいた文書のほうを見ますと7名以内ということで通知のほうはまいっております。

今回の内容につきましては、仮の題となっておりますが、「地方議員こそまちのカウンセラー」

ということで、教育心理カウンセラーの方が講師になる予定になっております。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいま局長から説明をいただきました。何かございますか。千葉委員。

委員（千葉一男君） 多分日にちが同じじゃないかと思うんだけど、村井知事があれしたありましたね。講座みたいなもの。これ25日じゃなかったでしたか。あれではないんですよね。（「あれは県主催だから」の声あり）県主催か。（「こっちは県議長会」の声あり）ということは、同じ日のこれ両方あるということね。（「25だよ」の声あり）25、あれ12月でしたっけ。1月でなかった。25日は金曜日。（「1月25でない」の声あり）

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

議員派遣について、ほかにないですか。よろしいですか。（「これは派遣するの、結局」の声あり）

事務局長（吉田 泉君） それで、前回もそうだったかと思いますが、ちょっと人数、全員であればよろしいんですけど、どうしても7人ということで、この7人というのは随員を除いてということになっておりません。例年ですと職員は随員しておりませんので、その分余力はもう少し出るのかなと。（「教育民生でないの。この間、総務産建で行ったでしょう」の声あり）今回は議員派遣ということで、あとその辺の人数のところは。

委員長（前原吉宏君） どのように対応しますか。（「教育民生で」の声あり）

では、教育民生のほうで対応するというので。（「はい」の声あり）

それでは、教育民生のほうで対応するとします。プラス職員ですね。

事務局長（吉田 泉君） これまでもですけど、議員派遣につきましては随員しておりませんので、その分、幾らかでも余力が出れば。（「現地集合、現地解散で」の声あり）

時間のほうになりますが、午後1時半から3時半まで、自治会館9階ということですよ。25日は金曜日です。議員140名で予定しているようです。

委員長（前原吉宏君） では確認します。

1月25日の議員講座については、教育民生で。1時半からですので、各自集合で対応してく

ださい。委員長、よろしく申し上げます。(「はい」の声あり)

ほかに、よろしいですか。(「なし」の声あり)

それでは、続きまして4)一般質問の発言順番についてに入ります。

今回3名から出されております。抽せんにつきましては、副委員長よろしくお願ひいたします。事務局、準備お願ひします。

議会事務局長(吉田 泉君) では、早速、受け付け順に抽せんのほうをさせていただきます。

まず最初、6番手島牧世議員。3番でございます。

次、13番福田淑子議員。1番でございます。

3番目になりますが、15番我妻 薫議員。2番でございます。

では、順番になりますが、最初は13番福田淑子議員、次が15番我妻 薫議員、3番目になりますが6番手島牧世議員。

以上でございます。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

一般質問の順番は以上に決まりました。

次に、5)会議の期間及び議事日程についてに入ります。

会議の期間につきましては12月11日火曜日から13日木曜日までの3日間といたしております。

議事日程につきましては別紙のとおりですが、事務局長のほうから会議の流れについて補足説明をしていただきます。

事務局長(吉田 泉君) 12月会議の審議の予定のほうでございますが、お手元の資料のとおりとなっておりますが、今回、一般質問が3人ということではございましたが、一応予定といたしましては、第1日目は一般質問。2日目につきましては、議案第31号、条例改正から第45号の補正まで。あくまでも予定でございますが、ここまでもし行かなかった場合は、残った分は翌日に延会という形になるかと思ひます。3日目につきましては、議案第46号の無償貸付けから諮問第1号、その後に議会の案件といたしまして議員発議、常任委員会報告、最後に議員派遣という流れを一応予定してはおりますが、よろしく御協議お願ひしたいと思ひます。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

ただいま局長から説明いただきました。何かございますか。福田委員。

委員(福田淑子君) 教育民生常任委員会の報告を12月にしたいと思ひているのですが。

事務局長(吉田 泉君) それで、今申し上げましたが、3日目です。議員発議、議発第2号を、「議発じゃないですよ」の声あり)順番ですね。まず、3日目は、執行部案件というのは

諮問第1号で終わるかと思いますが、その後、議会の案件として、まず、議発第2号ですね。その後に教育民生常任委員会報告、最後に議員派遣という流れでいかがでしょうか。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

委員（福田淑子君） 3日目ですね。予定はね。

事務局長（吉田 泉君） それは、協議いただければ。よろしいですか。（「はい」の声あり）
今、一応こういう予定でいかがですかということですので、あと御協議いただければ。（「異議なし」の声あり）

委員長（前原吉宏君） 議長からの諮問は以上になります。

それでは、4、その他に入ります。

何かありますか。（「なし」の声あり）

事務局のほうから何かありますか。

事務局長（吉田 泉君） 今回は議員派遣報告書ということで、総務、産業、建設常任委員会と議会だより編集特別委員会のほうから2件提出を予定してございます。あとは、先ほどの教育、民生常任委員会報告書、こちらも初日の配付になるかと思いますが、今回は、教育、民生常任委員会のほうだけの報告の予定になってございますが。

委員長（前原吉宏君） ほかに。よろしいですか。（「なし」の声あり）

では、ほかになければ、これをもちまして議会運営委員会を終了いたします。

本会の閉会の挨拶を副委員長お願いします。

副委員長（平吹俊雄君） きょうは大変ありがとうございました。

議運も最後の区切りかなと思っておりますが、まだまだ油断はできません。

そういうことで、二、三日前は、季節的な暑さでなく、暑い暑いということだったんですけども、きょうから大分、通常の気温に戻るようだという事です。そういうことで寒暖の差が大分大きいので、体には十二分に注意して、12月会議に出席いただきたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

本日は大変御苦労さまでした。

午前11時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長高橋美樹が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

委員 長